

令和8年度首都圏情報発信強化事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度首都圏情報発信強化事業

2 業務期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

3 趣旨

滋賀県の情報発信拠点である「ここ滋賀」では、「ここに来ればいつも楽しい何かがある・新しい発見がある」をキーワードに、滋賀のヒト・コト・モノや四季を様々な角度から切り出し、販売や食の体感と一体となった演出で滋賀の魅力を伝えている。

本事業は、「ここ滋賀」での多様な取り組みや県内の魅力あるコンテンツを、情報発信に関する専門的知見を持つ事業者の協力のもと、関心の高いターゲット層に効果的に届けるとともに、より多くの方々に滋賀県に関する情報を発信することを目的とする。

具体的には、「ここ滋賀」の魅力的な素材や旬の話題などを戦略的かつ実効性のある情報発信を通じて、首都圏をはじめとする県外や海外からの「ここ滋賀」への来館促進、ひいては滋賀県への誘客促進を図る。

4 業務内容

滋賀県の魅力を効果的に発信するため、「ここ滋賀」で年間を通じて実施する企画催事や各種事業の内容、および「ここ滋賀」運営事業者との連携を密に図りながら、以下の情報発信業務を遂行すること。

(1) インターネットを活用したニュース配信

メディアへの露出最大化を図るため、インターネットを活用したプレスリリース配信サービスを効果的に活用し、戦略的な情報発信を実施すること。

- ①「ここ滋賀」が設定する主要リリーステーマに基づき、広報効果を最大化するためのプレスリリース原稿案を提案・作成し、担当者と綿密な調整の上、配信すること。(年間18件程度を想定)
- ②担当者と打ち合わせを行い、年間リリース計画を作成し、随時更新しながら①のリリース内容やレイアウト調整を行うこと。

(2) メディアリレーション活動

新聞、雑誌、テレビ、Webメディア等の多様なメディアとの良好な関係を構築し、「ここ滋賀」および滋賀県に関する情報が継続的かつ効果的に取り上げられるよう、メディアのニーズや動向を的確に把握し、戦略的な対メディア戦略を企画立案し、以下の誘致活動を行うこと。

なお、企画内容等については、受託事業者の提案の具体性、実現性、費用対効果に基づき、担当者と協議の上、決定する。

特に、滋賀県では令和8年～令和10年にかけて、JRグループ6社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）と自治体等が協働で全国から誘客を図る大型の観光キャンペーン「滋賀デスティネーションキャンペーン」が実施されることを踏まえた誘致活動を検討すること。

① テレビ・ラジオ・Web番組等での露出機会創出

各種メディアへの情報提供、企画提案、誘致活動を積極的に行い、「ここ滋賀」の魅力を最大限に発信できるテレビ、ラジオ、Web番組等でのメディア露出を実現すること。

② インフルエンサーを活用したプロモーションの実施

「ここ滋賀」の情報特性を効果的に発信できるターゲット層に影響力を持つインフルエンサー（例：タレント、芸人、YouTuber、VTuber、Instagramer、TikToker、ブロガー等）を選定・提案し、以下のような具体的な企画を通じて、商品の紹介、県産品の魅力発信、来館促進、滋賀県への誘客等に繋がるPRを実施すること。

- ・「ここ滋賀」店舗来店による商品・体験紹介、イベント参加レポート
 - ・オンライン企画やオフラインと融合した企画（例：インフルエンサー企画限定のクーポン配布、オンラインイベント・キャンペーンなど）
- 目標とするリーチ数、エンゲージメント率、来店者数増加への寄与度等を具体的に提案すること。

③ 各種SNS媒体を活用したPR

「ここ滋賀」の情報を効果的に発信できる主要SNS媒体（例：Facebook, Instagram, X（旧Twitter）, LINE, TikTok等）の特性を理解し、ターゲット層に最適化したコンテンツを企画・制作・配信すること。以下のような具体的な施策を提案・実行すること。

- ・「ここ滋賀」の事業や取り組み（タクシー割引、旅行割、ふるさと便等）に関するタイムライン広告、リール動画、ストーリーズ、ライブ配信等の企画制作・運用
 - ・SNSキャンペーン（例：プレゼント企画、フォロワー限定企画）の実施
 - ・SNS広告の運用（ターゲティング設定、効果測定、最適化）
- 具体的なフォロワー増加数、エンゲージメント率、ウェブサイト誘導数等の目標値を提案すること。

④ メディア向け取材誘致・対応および取材時の円滑な進行支援

「ここ滋賀」が実施する企画催事や各種事業において、メディアへの積極的な取材誘致活動を行い、取材機会の最大化を図ること。取材決定後は、取材内容の調整、撮影・収録立会い、情報提供、資料作成等、円滑な取材進行のための準備および当日の全面的なサポートを行うこと。

(3) 戦略的企画提案および定例ミーティングによる継続的改善

受託事業者の専門的な知見に基づき、「ここ滋賀」の魅力発信に年間を通じて貢献できる具体的な企画案を能動的に提案すること。

- ・提案においては、担当者および「ここ滋賀」運営事業者との連携を密にし、現状の課題解決と効果最大化を目的とすること。
- ・「ここ滋賀」で実施を検討している企画に加え、受託事業者の発案による「ここ滋賀」での新たな取り組みや、首都圏における情報発信トレンドを踏まえた革新的な企画を積極的に提案すること。
- ・各業務内容の活動状況の報告、進捗共有、効果測定結果の分析、および今後の情報発信計画等について協議を行うため、月1回以上（必要に応じて随時開催）の定例ミーティングを実施すること。
- ・ミーティングにおいては、新たな広報媒体の活用方法、既存媒体の効果的な運用方法、SNSの最新成功事例、広報戦略のトレンド等、「ここ滋賀」が取り組むべき情報発信に関する専門的な見地からの助言と具体的な提案を行うこと。
- ・企画提案の精度向上および具体的な施策検討のため、必要に応じて「ここ滋賀」の視察を提案し、実施すること。

(4) その他

- ・事業のスムーズな実行を担保するため、契約締結後速やかにキックオフミーティングを開催し、事業全体のスケジュール、役割分担、コミュニケーションフロー等を詳細に確認し、速やかに業務に着手すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で双方誠意をもって協議の上、決定するものとする。
- ・本業務の実施にあたり発生する著作権、肖像権等の権利処理については、受託事業者の責任と負担において適切に実施すること。

5 成果物

本業務の終了時には成果物として、以下を提出する。

① 事業実績報告書 3部

業務期間中の活動実績（広報実績、メディア露出実績、SNS分析結果、インフルエンサー施策結果等）、目標達成度、課題と改善策、次年度への提言等を詳細にまとめたもの。

② 関連資料データ 一式

プレスリリース原稿データ、メディアリスト、露出クリッピングデータ（紙媒体、Web媒体等の掲載状況）、SNS投稿データ、インフルエンサー施策に関する各種データ、企画提案書、ミーティング議事録等、業務遂行に係る全ての関連資料。

※なお、第三者が権利を有する著作物（新聞・雑誌・WEB記事等）については成果物から除くものとする。